

日本手話を活用した 指導の充実のために



平成24年度札幌聾学校日本手話グループ合同自立活動より



北海道教育委員会
平成25年3月

日本手話って何？



日本手話は、日本語とは異なる文法をもつ言語で、手指の動きだけでなく、頭や体の動きと顔の表情、顎の位置や眉、口の動き、視線などが文法の要素として使われており、視覚的に受容されるものです。

聞こえない子どもにとって、日本手話は目で全てをキャッチできる言語であり、聞こえる子どもが日本語を使う環境の中で日本語を覚えるように、聞こえない子どもは日本手話を使う環境の中で日本手話を習得することができるといわれています。

日本手話の活用に関する考え方

特別支援教育においては、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うことが大切です。

北海道教育委員会は、特別支援学校（聾学校）（以下、聾学校）において、手話の活用を望む声の高まりにより、これまで用いられてきた聴覚口話法だけではなく、多様なニーズに応じていくことが必要であると考えています。

そこで、多様なコミュニケーション手段の活用を図り、幼児児童生徒により効果的な指導を行うため、一人一人の教育的ニーズに応じて日本手話を含む手話を活用した指導に取り組むことにしました。

また、日本手話を含む手話を活用して指導を行う際には、教育基本法や学校教育法等の規定及び、各学校が編成する教育課程の基準として国が告示した学習指導要領、教育要領に基づき、教育課程に位置付けて編成する必要があります。

北海道教育委員会では、学習指導要領等に基づき、聾学校に在籍する幼児児童生徒にとって分かりやすいコミュニケーション手段を適切に活用しながら、学力の向上を目指した教育活動に取り組む必要があり、日本手話を活用した指導について教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、教科や自立活動の指導において、日本手話を活用した効果的な指導を行う必要があると考えています。

学習指導要領における手話に関する記載

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

【特別支援学校幼稚部教育要領第3章第2の7（1）】

児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第1款2（6）】

生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようにすること。

【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第1節第1款2（6）】

道内の聾学校の状況



以前

社会における障がいのとらえ方は、「障がいは、社会生活を営む上でハンディキャップがある」という考え方が中心でした。

聾学校においては、子どもたちの言語獲得のため聴覚活用を大切にされた聴覚口話法による指導が進められており、手話を活用した授業風景は、あまり見られませんでした。聾学校を卒業した聴覚障がい者からは「手話を認めてもらえなかったので残念だ。」などといった声がありました。

近年

社会における障がいのとらえ方が、「障がいは、健康状態だけではなく、環境が整えられているかどうかという環境因子や本人の意欲等といった個人因子の相互作用として捉えるべきである」という考え方に変化してきました。

聾学校においても、幼児児童生徒のより主体的な活動やより参加意欲が高まる授業が大切であるといった話題が研究会等で頻繁に話されるようになり、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段を活用した授業実践を行う学校が増えてきました。

そのような中、本人・保護者から、日本手話を活用した教育を望む声が高まってきました。

現在

聾学校では、本人・保護者の教育的ニーズを受け、手話を活用した授業実践の充実にも取り組んでいます。日本手話を含めた手話を活用できる教職員が、徐々に増えてきています。特に札幌聾学校においては、日本手話のニーズに対応するため、平成19年度から、公立学校としては全国的にも先駆的な取組である日本手話の学習グループによる実践を行ってきています。

しかし、道内の聾学校においては、手話表現はできても、授業の中で効果的に活用することに難しさを感じている教員が多いことや、日本手話のニーズに応えるための知識や技能の向上を図っていくことが求められていることから、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

日本手話を活用した授業実践はまだ新しい取組であり、今後の実践を通して充実を図っていくとともに、幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、学力の向上につなげることが最も重要であり、今後も取組を進めていく必要があると考えています。

これまでの道教委の取組

平成17年度	「特別支援学校（聾学校）における効果的な手話の活用能力向上事業」を実施 「聾学校教員のための手話学習の手引」を作成（特セン）
平成19年度 平成20年度	「特別支援学校（聾学校）における効果的な手話の活用方法に関する研究」の実施 手話研修プログラムの作成 全国手話研修センターの講師を招聘した研修会の実施（20年～23年）
平成21年度	「特別支援学校（聾学校）授業実践研究協議会」の実施（21年～） 乳幼児相談室における理解啓発用リーフレット「健やかな育ちのために」の作成（平成24年5月に改訂版を発行） 理解啓発用映像資料DVD「手話ということば」を作成
平成24年度	特別支援学校（聾学校）における日本手話を活用した指導のための資料「日本手話を活用した指導の充実のために」を作成

※ 今後とも、特別支援学校（聾学校）と連携しながら、日本手話を活用した授業実践の充実を図る取組を進めます。

日本手話を活用した指導に取り組むために

日本手話を活用した指導を行うためには、学校全体として取り組むことが大切であり、校内研修を始め、計画的に取り組む必要があります。

札幌聾学校における日本手話を活用した取組

年度	全校の取組	全校授業研究会・交流授業研究会
18	<ul style="list-style-type: none"> ○日本手話／手話付きスピーチ：全校研修会実施（10回／年） ○第1回意向調査実施（以降毎年度実施） 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学部モード(日本手話／聴覚口話＋手話付きスピーチ)別学習グループ編制 ○特別支援学校（聾学校）における手話を活用した指導に関する研究（平成20年度まで） ○日本手話／手話付きスピーチ：全校研修会実施（12回／年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部2年生国語「スーホの白い馬」 ○交流授業研究会：小学部1年生国語「はなのみち」
20	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研究グループ再編成（小学部日本手話グループ研究編成） ○日本手話／手話付きスピーチ：全校研修会実施（12回／年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部2年生国語「サンゴの海の生きものたち」 小学部4年生自立活動 「自分の考えを伝え、相手の考えを知ろう」
21	<ul style="list-style-type: none"> ○日本手話グループ合同自立活動「手話っち自立」開始 ○日本手話／手話付きスピーチ：全校研修会実施（10回／年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部日本手話グループ全学年自立活動 「手話を楽しもう～手話っち自立」
22	<ul style="list-style-type: none"> ○第44回全日本聾教育研究大会（北海道大会）主管校 ○幼稚部日本手話グループ編制 ○日本手話全校研修会実施（15回／年） ○日本手話文法理解テスト実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部2年生国語「たんぼぼのちえ」 ○全日本聾教育研究大会指定授業：小学部2年生国語「お手紙」
23	<ul style="list-style-type: none"> ○日本手話全校研修会実施（15回／年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部3・4年生国語「いろいろな意味をもつ言葉」 ○交流授業研究会：小学部6年生国語「海の命」
24	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児相談室での日本手話を基盤とした活動の取組開始 ○「特別支援学校（聾学校）における日本手話を活用した指導のための資料」の作成協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校授業研究会：小学部6年生国語「平和のとりでを築く」

このような意見がありました。

・コミュニケーションがスムーズにとれて楽しい。
 ・日本手話になって勉強がわかるようになった。
 ・あいまいだった部分が、はっきり理解できた。
 （児童生徒）

・クラス全員が参加しての教科学習ができるようになった（小・中学部）
 ・子どもが自信をもち、何事にも取り組める。
 ・自尊感情が高まった。
 （教員）

・自分の意思や気持ちを伝えることができる点が良い。
 ・親としても気持ちの面で安定して、人との関わりを楽しめるようになった。
 ・難しい言葉、内容の理解、概念の形成ができることを実感している。
 （保護者）

日本手話を活用した指導実践例

札幌聾学校では、学習指導要領を踏まえ、自立活動の指導について教育課程に位置づけて取り組んでいます。

札幌聾学校における日本手話グループの具体的な方策

学校教育目標

教育課程

乳幼児相談室

幼稚部

小・中学部

1 はじめに

2 乳幼児相談室の方針

3 留意事項

(1) 初回相談について

(2) 保護者支援について

(3) 関係機関との連携について

4 日本手話の活用について
(1) はじめに

(2) 指導の留意点

① 日本手話の話者であるろう者をボランティアとして招き、絵本読みを通して、日本手話の有効性を母親に示す。(映像資料1)

② 様々な活動での指導に日本手話を活用し、意味を理解しながら子どもが活動できるようにする。

③ 子どもの興味があるものから日本手話で示し、理解言語を広げていく。

④ 母親同士も日本手話を通して子どもたちとコミュニケーションを図り、子どもの気持ちを理解しながら望ましい親子関係を育てる。(映像資料2)

⑤ 発達に考慮しながら、日本語に結びつける基礎としての指文字を遊びを通して取り入れる。(映像資料3)

⑥ 0歳の子どもの「手による喃語」への反応の仕方について今後、研鑽を深める。

⑦ その他

*下線部をクリックすると映像資料が御覧いただけます。

5 領域別・ねらいと内容

「遊び」 0・1・2歳児 「言語」(日本手話を含む) 0・1・2歳児
「健康」 0・1・2歳児 「人間関係」 0・1・2歳児

6 乳幼児相談室日課表

本校では、学校教育目標を受け、日本手話グループにおいて、日本手話を活用した取組を推進するに当たり、乳幼児相談室、幼稚部、小・中学部の教育課程を整理しました。

乳幼児相談室・幼稚部については、本校が平成12年度から実施している教育課程を基本に据えながら、日本手話の活用を意識して修正を加えています。具体的な内容については、平成25年度に検討していく予定です。

小・中学部については、日本手話による指導を行っている学校法人明晴学園の指導方法も参考にしながら、自立活動を中心として日本手話を活用した指導を行ってきました。詳細については、平成25年度に検討し、まとめていく予定です。
(札幌聾学校)

札幌聾学校における実践例（映像資料）

札幌聾学校の乳幼児相談室における今年度の実践の一部を紹介します。下の画像をクリックすると、映像資料を視聴することができます。

日本手話を活用した指導の実際についてご視聴いただき、是非参考にしてください。

- 1 乳幼児相談室において、日本手話の話者であるろう者をボランティアとして招き、日本手話による絵本の読み聞かせを行っている場面です。読み方やページのめくり方を工夫して、子どもが読む意欲を高めている様子が見られます。



ろう者によるA児（1歳1ヶ月）への絵本の読み聞かせ
○使用図書：『いないいないばあそび』
きむらゆういち（楷成社）



ろう者によるB児（2歳2ヶ月）への絵本の読み聞かせ
○使用図書『きんぎょが にげた』
五味太郎（福音館書店）

- 2 乳幼児相談室において、母親同士が日本手話を通して子どもたちとコミュニケーションを図っている場面です。母親が子どもの気持ちを理解しながら会話し、豊かなやりとりが見られます。



母親同士による子どもA児（1歳7ヶ月）とC児（1歳8ヶ月）への日本手話による語りかけ

- 3 乳幼児相談室において、子どもの発達に考慮しながら、日本語に結びつける基礎としての指文字を、遊びを通して取り入れている場面です。ひらがたと指文字を合致させ、親子で内容をイメージをふくらませている様子が見られます。



母親とB児（2歳10ヶ月）の絵本読み
○使用図書：『だるまさんが』かがくい ひろし（プロンズ新社）

※映像資料の用語について

NMM： 非手指標識（Non-manual markersの略）。眉、視線、上体、口など手指以外の動作で表現される文法要素。

PT3： 三人称への指さし（PT1は一人称、PT2は二人称への指さしを表す。）

[映像資料の字幕テキストはこちらでご覧いただけます。](#)

専門性の向上のために

北海道教育委員会の資料を活用ください。

初めて手話を学ぶ先生のために



平成18年3月、北海道立特殊教育センター（当時）が、「聾学校教員のための手話学習の手引」を作成しました。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=196

平成19年～20年度、北海道教育委員会は、研究実践校3校（札幌聾学校、旭川聾学校、帯広聾学校）を指定し、教員の手話の活用能力を高める研修プログラムの作成や手話を活用した指導の改善・充実を図る取組を行いました。



校内手話研修を進めるために



平成21年3月、北海道教育委員会が、「手話研修プログラム～特別支援学校（聾学校）における手話を活用した指導に関する研究～」を作成しました。
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=199

聴覚障がい乳幼児をもつ保護者への情報提供のために

平成21年8月、北海道教育委員会は、乳幼児教育相談向けリーフレット「すこやかな育ちのために～特別支援学校（聾学校）の乳幼児相談～」を作成しました。

なお、平成24年5月に改訂しました。

http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=736



北海道教育委員会は、帯広聾学校研修資料用DVDを基に、日本手話理解・啓発用映像資料「手話ということば」を作成し、道内の聾学校に配置しました。



平成24年度札幌聾学校学習発表会 小学部児童のダンス場面より

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

電話 011-204-5774 FAX 011-232-1049

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

URL <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index.htm>